資料２

平成 30 年提案募集に係る執行三団体共同提案（地域公共交通）について

平成 30 年提案募集において、昨年度に引き続き、地域公共交通に関して全国知事会・全国市長会・全国町村会で共同提案

１．提案の経緯

・自家用有償旅客運送の登録・監査等の事務・権限の手挙げ方式による移譲（平成 26 年５月成立の第４次分権一括法）

・地域公共交通活性化再生法（平成 26 年 11 月改正法施行）による新たな制度の創設（地域公共交通網形成計画等の策定・重点的な支援等）

《平成 29 年提案募集に係る取組》

・平成 28 年 12 月　地方六団体で地域公共交通に関する支障事例調査を実施

・路線バスの停留所にコミュニティバス等（自家用有償旅客運送や区域運行）が停車できるよう改善する提案（全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案）

・タクシー車両による貨物運送の規制緩和、コミュニティバス等の実証運行期間の延長など地域交通に関して 17 件の提案

・地方分権改革有識者会議の地域公共交通部会が４年ぶりに開催。地域公共交通会議における議決方法の柔軟化などの成果。

《平成 30 年提案募集に係る取組》

・平成 30 年２月　地方六団体で地域公共交通に関する調査を実施

昨年の共同提案を踏まえ、コミュニティバスやデマンドタクシー等（区域運行バス、自家用有償旅客運送等）について、役割の拡大にも関わらず制度上の位置付けが例外的なままであることに起因する支障事例を調査

２．平成 30 年共同提案の概要

《求める措置の内容》

・人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになった。

・しかし、法令上は従前のまま例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されている。

・そのため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域公共交通の円滑な導入を可能とする制度を構築すること。

《主な支障事例》（地方六団体実施調査結果より）

・自家用有償旅客運送や区域運行バスは、通知で交通空白地帯であることや、路線バスと実質的に競合しないことなどの限定が付されている。そのため、法令上期待されるよりも活用範囲が狭い。

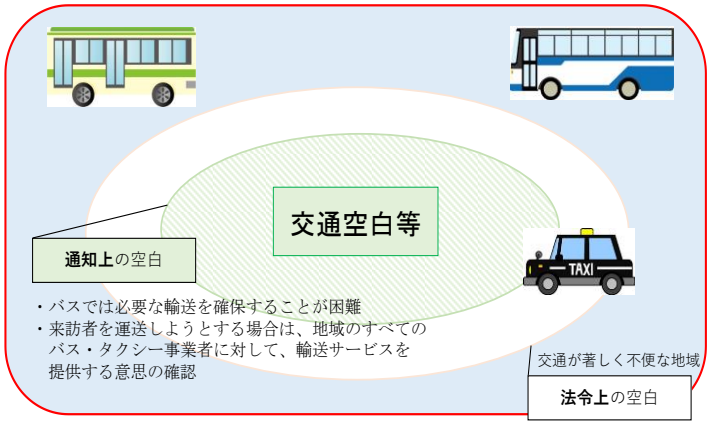

・少量（３５０kg未満）の荷物を運ぶことについて路線バスは制限されていないが、自家用有償旅客運送者は通知により運輸支局長が認める地域内に限定。

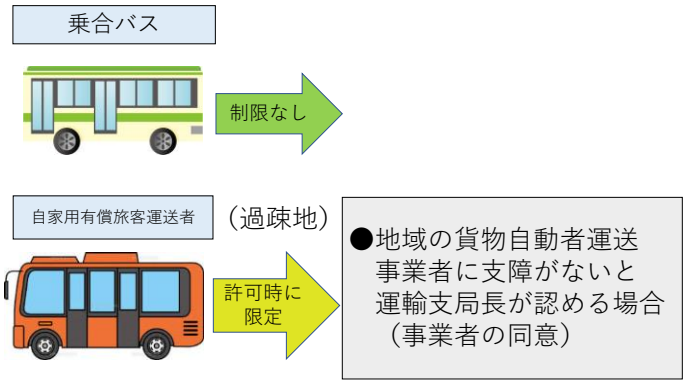

・自治体がコミュニティバスを運行委託する場合、料金を無料とすると行政指導により貸切バスに係る運賃水準が適用され、有料のコミュニティバスに比べて運行委託料が大幅に高くなる。

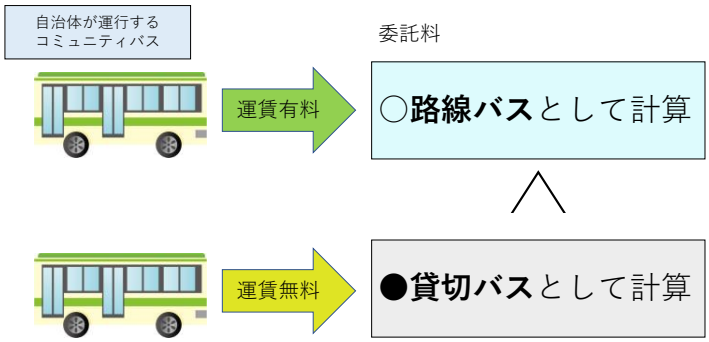
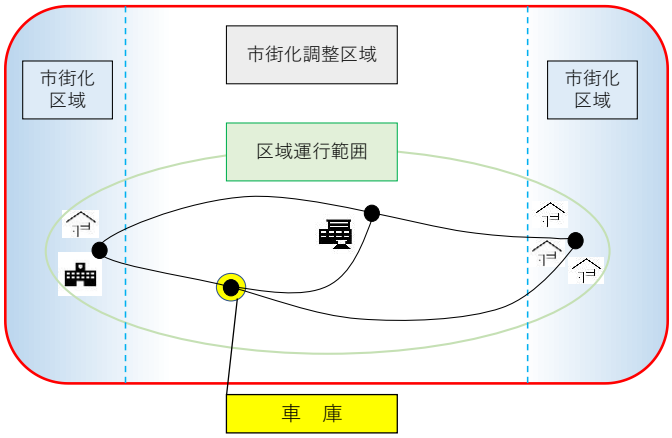
・バスの車庫等を市街化調整区域内に設置する場合、都市計画法施行令により路線バスは開発許可不要だが、コミュニティバス（区域運行バス等）は許可が求められ設置が困難。